

公益財団法人那覇市育英会報酬及び費用弁償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人那覇市育英会定款（以下「定款」という。）第27条第1項ただし書に規定する報酬並びに定款第11条第1項、第13条第2項及び第27条第2項に規定する費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 定款第27条第1項ただし書に規定する常勤の理事（以下「常務理事」という。）に支給する報酬の額は、月額100,000円とする。

(報酬の支給方法)

第3条 常務理事の報酬は、毎月、その月の20日に支給する。ただし、その日が職員の休日（公益財団法人那覇市育英会職員就業規則第15条第1項に規定する職員の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い職員の休日でない日に支給する。

2 常務理事が月の途中でその職に就き又はその職を離れたときは、在任している日の属する週は在任したものとみなして、按分により支給する。

3 報酬の支給は、口座振替の方法による。

(費用弁償の額)

第4条 定款第11条第1項に規定する評議員選定委員会委員に対する費用の弁償、定款第13条第2項に規定する評議員に対する費用の弁償並びに定款第27条第2項に規定する理事（常務理事を除く。）及び監事に対する費用弁償の額は、日額3,000円とする。

附 則

この規則は、平成23年12月1日（以下「施行日」という。）から施行し、同年11月1日（以下「適用日」という。）から適用する。この場合において、適用日から施行日の前日までに支給された報酬及び費用の弁償があるときは、この規則の規定により支給されたものとみなす。